

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
平成十五年七月八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイ勝山店

所在地 真庭郡勝山町三田一四九一ーほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社マルイ

住所 津山市一方二二八

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

3 変更事項

(変更前)

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千五百八十二平方メートル

(2) 駐車場の収容台数 八十二台

(3) 荷さばき施設の面積 八十・六平方メートル

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後八時

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時四十五分から午後八時十五分

(変更後)

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千五百七十八平方メートル

(2) 駐車場の収容台数 百十四台

(3) 荷さばき施設の面積 九十七・八平方メートル

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時三十分

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後九時

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時十五分から午後九時十五分

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻、大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻及び来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成十五年七月二日

(2) 駐車場の収容台数及び荷さばき施設の面積 平成十六年三月二日

二 届出年月日

平成十五年七月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十五年七月八日から平成十五年十一月八日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部経営支援課及び真庭地方振興局総務振興部総務振興課